

令和 7 年第 2 回小林市議会定例会（3 月議会）

委員長報告

●議会改革特別委員会最終報告・・・2 ページ

※ 開会前に報告内容について修正される場合も想定されます。

●議会改革特別委員会最終報告

議会改革特別委員会は、令和5年6月定例会において、開かれた議会の構築並びに時代に即応した議員活動及び議会活動の充実を図るため、議会改革を推進することを目的として設置され、委員9名をもって構成し、これまでに合計29回の委員会を開催して議会改革に係る様々な検討事項について調査・研究を行ってまいりました。

なお、本特別委員会の協議事項については、議会改革に係る住み分けを行い調査・検討を重ねてまいりましたので、最終報告として以下のとおり報告します。

本特別委員会における主な検討事項については、大きく以下の4点であります。

- (1) 議会活動・議員活動の充実について
- (2) 議員のなり手不足について
- (3) 議員定数・報酬の在り方について
- (4) 費用弁償について

このうち、(1) 議会活動・議員活動の充実については、これまでの議会活動、議員活動を検証していく中で、議員研修や会派活動の充実のほか、各種行事への参加基準等について申し合わせ事項を整理するなど、主に議会内部での検討事項でありましたのでここでの報告は割愛します。

(2) 議員のなり手不足について

議員のなり手不足の問題については、前々回の市議会議員選挙において、定数を20人から1人削減して19人として実施されましたが、結果無投票となり、本市における議員のなり手不足の問題が顕在化しました。前回の市議選では、19人の定数に対して23人の立候補があったものの、全国的には無投票当選者の割合が高まるなど、特に小規模市議会における議員のなり手不足が深刻化しているところです。

なり手不足の要因は、議会や議員の存在価値が住民に見えないこと、住民が議員の活動に魅力を実感できないことのほか、低額な議員報酬や落選時のリスク、家族・親族の反対による立候補断念など複数の要因があるとされております。

本特別委員会では、議員のなり手不足は、議会が住民の多様性を反映できず、二元代表制の機能が損なわれていくおそれもあることから、様々な世代や分野から幅広い人材が議員となって活躍できる環境整備が必要であり、とりわけ女性や若者の議員へのなり手不足対策が重要であるとの認識で一致しました。

そこで、他市の状況も参考としながら今後検討する必要があるという意見があり、

先進自治体における女性の活躍推進のための取組やジェンダーギャップ解消のための取組、若者への主権者教育について調査・研究を行うため、先進地視察を令和6年5月に実施しました。

まず、兵庫県豊岡市では、「若者回復率」という市独自の指標による分析によって、若い女性が地元に戻らない原因として、地域や社会などに残るジェンダーギャップが女性の住みづらさにつながっているのではないかと、広範多岐にわたって各課横断的に多様な施策を展開していました。

兵庫県小野市議会では、男女共同参画社会基本法が制定された平成11年以降、市長自ら旗振り役となり、女性議会や女性フェスティバル、まちづくり女性リポーター事業、おのウィメンズ・チャレンジ塾などのさまざまな取組を進めた結果、平成23年におのウィメンズ・チャレンジ塾の1期生を含む3人の女性議員が誕生しています。また、女性の自治会役員を増やすため、平成25年から自治会が女性を役員登用した場合に3年間の補助金を交付することとし、当初女性役員のいる自治会は15%でしたが、補助金終了の平成29年度時点で42%にまで増加し、補助金終了後、5年が経過した時点では60%となっています。

兵庫県多可町議会では、公職選挙法の改正により選挙権が18歳以上に引き下げられたことをきっかけに、議会内でも主権者教育推進の機運が起こり、市内高等学校に働きかけて高校生議会を開催しました。以降、毎年開催しており、回を重ねるごとに、質問内容が高校生に身近な要望や話題から、まちづくりという大きな課題・提案に発展してきており、これまでの高校生の一般質問から実際に実現したものも多数あるとのことでした。

本特別委員会でのまとめとしては、

- ・本市においてもジェンダーギャップ解消のため、企業経営者などトップの意識改革が必要である。
- ・女性リーダー養成講座の修了者から市議を目指す人が出てきた事例のように、女性リーダーの発掘・育成や気運を高める機会づくり、チャレンジできる場所づくりが有効ではないか。そのような経験を基に議員へ転身する女性が現れる可能性もある。
- ・先進地では、女性登用に特化した様々な取組を行っていたが、女性のみならず多様な人材が政治や社会に参画できるようにしていくべきである。
- ・高校生議会などの主権者教育の取組によって、若者の政治への参加意識の醸成や地域のリーダー育成にもつながる。また、自分たちの住むまちの課題をリサーチして地域のことを知ったり、提案が実現することによって自信や郷土愛が芽生えることが期待される。さらに高校生議会は、周囲への波及効果が高く、生徒の家族や学校、地域住民、事業所にまで広がりを見せていることから、住民の市政や議会に対する理解も深まることが期待される。

以上のような意見があったところです。

なお高校生議会については、本市議会においても今年度、広報広聴委員会を中心に開催に向けて協議検討を重ね、先月、市内3校の高等学校から17人の高校生が参加して、小林市議会で初めて実現しました。

次に、令和6年5月、本特別委員会主催による全議員研修会も開催しました。「地方議員のなり手不足対策及び議会改革の推進について」をテーマとし、講師に全国町村議会議長会・町村議会議員のなり手不足対策検討会の委員を務められた長野県飯綱町の元議長 寺島 渉 氏を招いて講演を行いました。

寺島氏の講演の要旨は以下のとおりです。

- ・独任制の首長とは対照的に、議会は住民の多様な意見を反映した合議体であることが議会の大きな存在意義である。よって、なり手不足や無投票によって多様性を欠くと議会の存在意義を脅かすだけでなく、二元代表制の趣旨が損なわれる危険性も伴う。
- ・地方自治体の首長と議会は、地方自治を支える「車の両輪」である。議員定数を一方的に削減するだけでは、そのバランスが崩れ、多様な住民の意思をくみ取り、首長をチェックする議会の機能が衰えかねない。
- ・定数、報酬については、本来別の論理で議論されるべきものである。定数とはそもそも住民の多様な意見を議会に反映するためには何人の議員が必要か、議会が合議制機関としての機能を十分に発揮するために何人の議員が必要かとの観点に立脚して決めるべきものである。
- ・議会、議員の役割や活動に対する住民の認識を深め、関心を高めることが重要である。

参加議員からは、

- ・議員活動の可視化が不足している。4年間のコロナ禍というブランクも大いに影響し、市民から議員の動きが見えないという声が出ている。議会活動・議員活動の発信が重要である。
- ・なり手不足による地方自治の危機の話に納得した。定数削減はこれに拍車をかけることになる。無投票となり選挙の機会が減ると政治に参加しているという意識も薄れてくる。その積み重ねが政治への無関心につながり地方自治の弱体化を招く。
- ・定数削減によってなり手不足の悪循環を生みかねないのは確かであるが、市民感情に鑑みて、報酬を引き上げる条件として定数を減らさざるを得ないのではないかと。

などの意見がありました。

なお、寺島氏の講演の中で、特別職報酬等審議会についても言及されており、議員報酬を議論するに当たり、飯綱町においては行政経験者や議員経験者も委員として選任され、議員報酬について議論されたとのことでした。

次に、「厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書」の提出について協議しま

した。この意見書の趣旨としては、会社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、家族の将来や老後の生活を心配することなく議員に立候補できる環境を整備するため、厚生年金への地方議会議員が加入できる法整備を図ることを求めるものです。

過去、在職 12 年以上の地方議会議員に対し支給されていた議員年金については、平成 23 年に制度廃止となり、その後、全国市議会議長会では、近年の議員のなり手不足の解消、多様な人材の参画、将来設計の不安解消等の課題解決のため、地方議員の厚生年金への加入のための法整備に向けた活動を行っているところです。小林市議会としては、過去の協議において、自治体負担もあり見送るべきなどの意見があり、今後大きく情勢が変化しない限り意見書の提出は行わないこととしてきたところですが、その後本市では改選時に無投票があったことや若い世代の議員も増えていること、また全国市議会議長会からの強い要請もあったことから、改めてこの件について協議しました。

協議の結果、本特別委員会において、議員のなり手不足における課題を改善する一つになるとして、全会一致で意見書提出について提案することを決定し、令和 6 年 3 月定例会の本会議において全会一致で可決し関係行政庁に提出しました。

（３）議員定数、議員報酬の在り方について

令和 6 年 5 月 31 日、小林市区長会から、令和 6 年陳情第 1 号「小林市議会議員定数等の見直しを求める陳情」が提出されました。それまでも議員定数・報酬問題については議論を重ねていたことから、令和 6 年 6 月定例会で本特別委員会に審査を付託されました。委員間討議及び全議員討議を繰り返しながら議論を重ねてまいりましたが、本特別委員会として合意形成を図ることは難しく、採決の結果、賛成多数で採択すべきものと決しました。その審査内容は先ほどの陳情に対する委員長報告のとおりです。

なお、議員定数・議員報酬の議論に当たり、議員の活動量の推移を調査したところ、本会議や委員会その他各種会議の開催日数においては、新市となった平成 18 年度と比較し、令和 5 年度は 1.5 倍の開催日数となっています。また、3 常任委員会に限ってみると、閉会中も含めた開催日数は平成 25 年が 34 回であったのに対し、令和 5 年は 61 回となっており、ここ 10 年間では右肩上がりに増加しています。さらに、その審査時間についても令和元年には 3 常任委員会合計で 188 時間であったのに対し、令和 5 年が 220 時間となり 32 時間の増となっております（ただし定例会中のみの審査時間）。このように、議員の活動が増す中で、定数は削減される一方、報酬については改定がなされないまま約 30 年が経過しています。

また、現在の取組として、議員の活動量調査を実施しています。この調査は、市民に対して議会活動、議員活動の見える化を図ることも目的の一つとしており、議員の

活動を①議会活動、②議員活動、③その他の活動に分類し、全議員が活動時間を毎日記入しているところです。

（４）費用弁償について

費用弁償については、県内９市議会の中では唯一支給されておきませんが、議員が会議へ参集する際の費用の格差を解消することを目的として、前特別委員会において議論がなされました。前特別委員会での協議結果として、支給額については、小林市職員等の旅費に関する条例に規定する車賃の額（１キロメートルにつき３７円）とし、議員の自宅から市役所までの距離が往復１キロメートル以上となる場合に支給することで決定しております。その後、コロナ禍や市の財政状況も十分勘案する必要があったことから、支給開始時期や支給対象となる会議等については、本特別委員会で引き続き協議することとされました。

本特別委員会での協議の結果、支給対象となる会議については、本会議、委員会のほか市議会会議規則に定める協議又は調整を行うための場とすることで決定しました。また、旧須木村、旧野尻町との合併により市の面積は増大していることに加え、会議への参集に係る費用の議員間での格差が長らく続いていること、さらには昨今の燃油価格高騰に鑑み、これらを早期に解消する必要があるとのことから支給開始時期を令和８年度からとすることを決定しました。

結びに

なり手不足の要因の一つに、議会や議員がどのような活動を行っているか見えにくく、市民に議会の役割やその存在意義、また議員活動の魅力が十分に理解されていないことが挙げられています。

現在、広報広聴委員会を中心に、議会だよりや市ホームページ、市公式ＬＩＮＥ、市議会公式ユーチューブなどを活用しながら議会活動の可視化に力を入れております。定例会の開催情報だけでなく、一般質問の予告動画を掲載して、どの議員がどのような質問をするのかを定例会開会前に配信しています。そのほか、今年度は主権者教育の一環として高校生議会も初開催したところです。参加した高校生の中には、質問席で「このような場で発言できたことは、私の人生においてとても貴重な体験になりました。再びこの場に立って発言できるように日々勉学に励みたい」という頼もしい発言もありました。近い将来、地域の若手リーダーや議員を目指すきっかけになればこの上ない喜びと言えます。

また、議会運営委員会においても、市民に分かりやすい議会運営を目指して、一般質問時のパネル表示や傍聴席用モニターの導入、質問通告書への要旨記載などの改善

を図っております。さらに、災害の発生や出産・育児・介護等の事情により委員会への出席が困難な場合を想定し、オンラインでの出席が可能となるよう環境整備も進めているところであり、これは多様な人材確保の一助となるものと考えています。

小林市議会では、県内でもいち早く議員配付用タブレット端末を導入し、迅速な情報共有やペーパーレス化を図ってまいりました。Zoomでのオンライン会議や災害時の議員の安否確認、地域の被害状況の報告・共有なども実践しているところです。また、市民からの市政に関する問い合わせに対してもタブレットに格納している資料によって、現場で即座に説明・対応できる環境も整えているところです。

今後もこのようなあらゆる取組を通じて、市民の議会活動や議員活動に対する認識を深め、その役割や存在意義について理解を得ていくことが重要であり、このことが議員のなり手確保にもつながるものと考えています。

最後に、議会改革については、先進地視察や議会改革における先駆者による講演、政治行政学を専門とする大学教授の研修などあらゆる観点から議会改革を学び、議論してきました。そのような中、全国的にも議員定数削減の声は強まってきています。一方では議員のなり手不足も大きな課題です。本市も6年前の市議会議員選挙では、市政始まって以来の無投票となりました。このことは議会と市民の間に政治不信、議会への無関心などのズレが生じてきているのだと思います。市民が議会選挙に無関心になることは、地方自治の根幹を揺るがす危機的状況とも言えます。

本特別委員会では、委員間討議のなかで議会活動や議員活動の課題も多く出されてきています。この課題を一つ一つ丁寧に解決するには、今以上に市民に議会活動や議員活動を可視化していくべきだと考えます。

議会改革度ランキングで全国トップクラスといわれる自治体の議会改革の状況を伺いましたが、市民の反応はそれほどなかったと言われました。

それでも議会改革は、日進月歩の如く推進しなければなりません。6年前に比べ議員の年齢構成も変わり、新しい感覚と行動力が期待されます。市民から信頼される議会、市民に開かれた議会に成長するためには、議員自らが政策立案・審査能力をさらに向上させることが課せられます。併せて、議会事務局の機能強化を図り、議会改革に向けて議会一丸となり絆を強めていくことも重要であると思います。

本日の最終報告を具現化して、議会改革を推進していくことは、議員の責務であり、終焉なき課題であると申し上げ、本特別委員会の最終報告といたします。